

宮城県社会福祉協議会倫理綱領

宮城県船形の郷 まつくらセンター

令和3年4月1日

具 体 的 行 動 計 画

第1条 個人の尊厳の尊重

私たち職員は、全ての人々の基本的人権を積極的に擁護し、利用者一人ひとりがかげがえのない大切な存在として尊重します。

【まつくらセンター行動計画】

- 利用者一人ひとりの尊厳を守り、快適な活動の場を提供します。
- 障害の有無やその程度に関わらず、共に社会を構成する一員と考えます。

第2条 生活者としての権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活のあり方や仕組みが、これまで慣れ親しんできた地域社会にあることを基本とし、適切なサービスが、利用者本人の意向に沿って行われることを保障します。

【まつくらセンター行動計画】

- 各個人の能力に適した作業支援を行い、充実した地域生活が送れるよう社会参加と自立を推進します。
- 就労継続支援施設として利用者の希望とする活動メニューを積極的に聞き入れ、自発的に活動へ参加できるような職場作りにつとめます。

第3条 プライバシーが守られる権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活におけるプライバシーを守り、また、個人の情報が、承諾なしに勝手に使用されないことを保障します。

【まつくらセンター行動計画】

- 業務上知り得た利用者の情報が、第三者や外部に漏れることを防ぎ、プライバシーの保護に努めます。
- 利用者の作業及び生活における情報について、本人の同意無く外部に流出しないよう管理を行います。
- 利用者の悩み事などについて話し合う場合は、必ず本人の了解を得て結果を伝える事を原則とします。

第4条 不当に財産が侵されない権利の尊重

私たち職員は、利用者の年金、預貯金及び所持金等が不当に侵害されることなく、適切に処理、管理されることを保障します。

【まつくらセンター行動計画】

- 財産権の管理・関与は原則的に行わず、NPO財産管理サポートセンター等での財産管理を推奨します。
- 職場における金銭などの管理は、利用者の意向に沿って的確に使用されるよう配慮を行います。

第5条 知る権利の尊重

私たち職員は、利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、利用者の知る権利を保障します。

【まつくらセンター行動計画】

- 利用者がわかりやすく情報を得られるよう、常に工夫を行い自己決定への援助を行います。
- 情報の提供にあたっては、利用者の特性に配慮し、言葉だけでなく紙面やポスター、写真などによりその人に対しわかりやすいように努めていきます。
- 利用者の自己決定に必要なかつ適切な情報を提供し、利用者自身が理解するに至るまで支援することが、権利擁護の基本と考えます。

第6条 自己決定の保障

私たち職員は、利用者が、あらゆる生活の領域で自らの意思によって選択し、決定する権利を保障します。自己選択・決定にあたっては、十分な説明や同意を得ることに配慮し、また、不当・過度の干渉は行わないことを保障します。

【まつくらセンター行動計画】

- 自己決定に対しての情報の提供と情報源の共有化を行い、利用者の自己決定における選択肢の幅を広げるように努めます。
- 自己決定の判断が難しい利用者に対しては、十分な説明に努め第三者の意見・同意を基本とします。

第7条 安心・安全な生活の保障

私たち職員は、福祉サービスの提供において、虐待等の早期発見に努め、人権擁護に向けて積極的な対応をします。

【まつくらセンター行動計画】

- サービス提供においては、あらゆる暴力（体罰・言葉・無視など）が排除されるように、支援の専門性を研ぎ徹底していきます。
- 職員はもちろん利用者同士での暴力・虐待（人権侵害）が起きることのないよう、徹底していきます。

第8条 身体拘束へと至らない質の高い生活が守られる権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりが安全、安心、快適な生活が送れるよう、身体拘束に至らない質の高い生活を積極的に提案します。

【まつくらセンター行動計画】

- 画一的にならず、様々な手法に基づいたサービスを常に検討し、提供していきます。
- 職員一人ひとりが自覚を持ち、利用者に対して、あらゆる面での身体拘束を行わないことを約束し、援助していきます。

第9条 質の高いサービスを受ける権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに基づき、その人らしい生活が送れるよう、福祉サービスを提供します。

【まつくらセンター行動計画】

- 専門的かつ質の高い作業内容を日中活動の柱とし、それが利用者の能力向上につながるよう作業メニューを工夫して支援していきます。
- 個別支援計画に基づいたサービス提供が行われているか定期的に検証し、質の高いサービスが行われるよう努力していきます。

第10条 サービス利用計画策定に参画する権利の保障

私たち職員は、利用者に係るサービス利用計画の策定にあたっては、利用者本人及び家族の主体的な参画を基本とします。

【まつくらセンター行動計画】

- 利用者の個別支援計画策定については、ご本人、代理人等の意見・要望などを聞き入れ、より良いサービスの提供を行います。
- 個別支援計画が一方向的に押し進められることなく、常に検証し、見直していきます。

第11条 意見・質問・苦情を表明する権利の保障

私たち職員は、利用者の意見・質問・苦情に対し、真摯に傾聴し、具体的な解決、改善を図っていくことを保障します。

【まつくらセンター行動計画】

- 利用者の不満・苦情・疑問などを謙虚に受け止め、敬意を持って尊重していきます。
- 自治会（ひづめの会）を主体的交流・コミュニケーション・情報交換・情報開示の場として捉え、真摯な姿勢で聞き、対応していきます。
- 事例や過去の経験に解決を求めず、自治会などの利用者本位の場面で具体的解決を図っていきます。